



Contents

特集 平成23年度木曾岬町歳入歳出決算 木曾岬町人事行政の公表	2~5 6~7
わたしたちのまちのNEWS	8~10
INFORMATION きそさき	10~12
生活のミニ情報	13~15
警察署コーナー	15
教育委員会だより	16~17
税インフォメーション	18
こんにちは保健師です	19
保健衛生のコーナー	20
11月のお知らせ等	21
カレンダー	22

平成23年度 木曾岬町歳入歳出決算



町の財政事情を町民の皆さまに広く知っていただくため、特集として、皆さまに関係の深い一般会計を中心に、決算のあらましについてお知らせします。

各会計別決算

●歳入合計

(単位：千円・%)

区 分	平成23年度	平成22年度	比 較	増減率
一 般 会 計	2,870,091	3,117,314	▲247,223	▲7.9
国民健康保険特別会計	835,864	828,572	7,292	0.9
老人保健特別会計	0	841	▲841	▲100.0
介護保険特別会計	317,942	288,957	28,985	10.0
後期高齢者医療特別会計	85,232	77,269	7,963	10.3
土地取得特別会計	3,536	3,385	151	4.5
農業集落排水事業特別会計	99,268	94,724	4,544	4.8
公共下水道事業特別会計	259,669	262,307	▲2,638	▲1.0
小計(特別会計)	1,601,511	1,556,055	45,456	2.9
水道事業会計(公営企業会計)	171,012	168,801	2,211	1.3
収益的収入	168,442	166,201	2,241	1.3
資本的収入	2,570	2,600	▲30	▲1.2
合 計	4,642,614	4,842,170	▲199,556	▲4.1

●歳出合計

(単位：千円・%)

区 分	平成23年度	平成22年度	比 較	増減率
一 般 会 計	2,656,681	2,842,876	▲186,195	▲6.5
国民健康保険特別会計	779,230	784,097	▲4,867	▲0.6
老人保健特別会計	0	841	▲841	▲100.0
介護保険特別会計	300,391	271,007	29,384	10.8
後期高齢者医療特別会計	83,958	75,959	7,999	10.5
土地取得特別会計	3,377	3,199	178	5.6
農業集落排水事業特別会計	96,009	92,259	3,750	4.1
公共下水道事業特別会計	256,419	257,655	▲1,236	▲0.5
小計(特別会計)	1,519,384	1,485,017	34,367	2.3
水道事業会計(公営企業会計)	186,889	147,127	39,762	27.0
収益的支出	175,327	138,431	36,896	26.7
資本的支出	11,562	8,696	2,866	33.0
合 計	4,362,954	4,475,020	▲112,066	▲2.5

平成23年度の一般会計・特別会計・企業会計を合わせた決算総額は、歳入が46億4,261万4千円(前年度比較▲4.1%)、歳出が43億6,295万4千円(前年度比較▲2.5%)となりました。

このうち一般会計は、歳入が28億7,009万1千円(前年度比較▲7.9%)金額では2億4,722万3千円の減額、歳出では26億5,668万1千円(前年度比較▲6.5%)金額では、1億8,619万5千円の減額となりました。歳入歳出差引額から平成24年度に繰越すべき財源の2,787万3千円を差し引いた実質収支額は1億8,553万7千円となりました。

国民健康保険などの7つの特別会計の総額は、歳入が16億151万1千円(前年度比較2.9%)、歳出が15億1,938万4千円(前年度比較2.3%)となりました。また、公営企業会計の水道事業については、歳入が1億7,101万2千円(前年度比較1.3%)、歳出が1億8,688万9千円(前年度比較27.0%)となりました。歳出増加の主な要因は平成23年から長良川水系の基本料金の値上げにより、給水原価が高騰したためです。

用語解説

◆一般会計

町税を主な収入として、道路・公園などの整備や、教育や社会福祉事業の充実など、町が一年間行っている基本的な施策の経費を計上した会計のことをいいます。

◆特別会計

国民健康保険や下水道などの特定事業を行う場合に、経理状況が一目でわかるようにするために、一般会計とは別に経理する会計のことをいいます。

◆公営企業会計

民間企業と同じように独立採算性で、収支のバランスをとりながら経理する会計のことをいいます。

◆実質赤字比率

一般会計など(普通会計)を対象とした実質赤字比率を標準とした実質赤字比率の標準財政規模の場合、150%を超える場合、150%を超えると財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

◆連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字比率に対する比率です。当町の標準財政規模の場合、20%を超えると財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

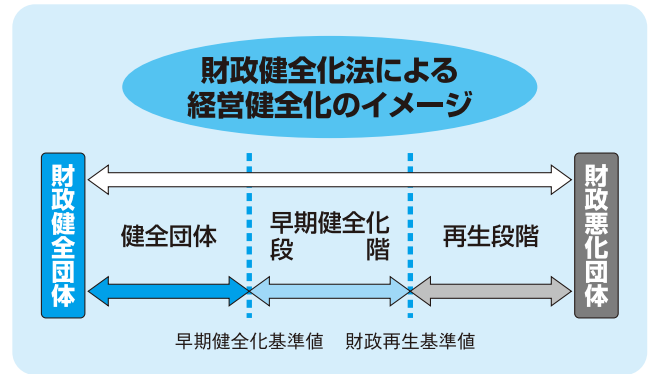
◆実質公債費比率

町が借り入れた地方債(借金)の当該年度の元利償還金(公債費)のうち一般財源などから地方交付税により措置される災害事業費などを控除した公債費の負担状況を示す指標です。一般に25%を超えると公債発行(地方債の発行)が制限されます。

指標で見る財政事情

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、町の一般会計、特別会計などの決算における健全化判断指標の公表が義務付けられています。この法律に定める判断基準値と平成23年度決算に基づく町の健全化判断比率および資金不足比率などは次のとおりです。

当町における決算指数はいずれにおいても国が定める早期健全化基準値を下回っており、健全な状態であると判断されます。



平成23年度決算における町の健全化指数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成23年度決算指数	—	—	9.9%	—	—
早期健全化基準値	15.0%を超える	20.0%を超える	25.0%を超える	350.0%を超える	20.0%を超える
財政再生基準値	20.0%を超える	35.0%を超える	35.0%を超える	—	—
三重県平均値	—	—	10.6%	55.1%	—

※平成23年度決算指数中の—は赤字額や将来負担額、資金不足額が発生しておらず、算定されない状況を示しております。

一般会計歳入決算の状況

(単位：千円)

歳入内訳		構成比率%
自主財源	町税	920,909 32.1
	分担金負担金	51,055 1.8
	使用料および手数料	38,513 1.3
	財産収入	15,595 0.5
	寄付金	5,550 0.2
	繰入金	59,419 2.1
	繰越金	174,438 6.1
	諸収入	51,678 1.8
	小計	1,317,157 45.9
	依存財源	地方譲与税
利子割交付金		3,506 0.1
配当割交付金		1,957 0.1
株式等譲渡所得割交付金		476 0.0
地方消費税交付金		64,439 2.2
自動車取得税交付金		11,387 0.4
地方特例交付金		12,418 0.4
地方交付税		911,015 31.7
交通安全対策特別交付金		890 0.0
国庫支出金		185,661 6.5
県支出金		136,843 4.8
町債	184,000 6.4	
小計	1,552,934 54.1	
合計	2,870,091 100.0	

歳入決算の概要

歳入全体の構成比を見ますと、町税が32.1%を占め、次に地方交付税が31.7%で、これらを主な収入財源として構成されています。

また、財源的には自主財源（13億1,715万7千円）45.9%、依存財源（15億5,293万4千円）54.1%となり、自主財源の比率を前年度と比較した場合4.7%増加となりました。

平成23年度決算は、景気の低迷が続いており、町税収入が前年比較76万6千円の減収となり、国庫支出金では、経済危機対策臨時交付金の廃止により、1億1,086万円の減額となりました。また、町債の借入額は1億1,650万円の減額となりました。これらの要因により、歳入全体では2億4,722万3千円の減額となりました。

今後も、行政活動の自主性と安定性を確保する上で、重要となる自主財源の確保の為、適切な事務事業の改善に努めてまいります。

- ◆将来負担比率 地方債の残高をはじめ一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村にあつては35%を超えるとは財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆資金不足比率 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。この指標が20%以上になると財政健全化団体となり公営企業などの健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆町税 町民税・固定資産税・軽自動車税などの普通税と、入湯税・事業税などの目的税のことをいいます。
- ◆繰入金 一般会計、特別会計、各種基金などから受け入れるお金のことをいいます。
- ◆地方交付税 国が市町村の財政状況に応じて交付するお金のことをいいます。地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。
- ◆国庫(県)支出金 国(県)が認めた事業に対し市町村に交付されるお金(負担金・補助金・委託金など)のことをいいます。
- ◆町債 建設事業など、将来の町民にも建設費用を負担してもらったほうが公平であると考えられる事業などの資金調達のために借り入れるお金のことをいいます。
- ◆自主財源 町が自主的に収入しうる財源のことをいいます。
- ◆依存財源 国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことをいいます。



一般会計歳出決算の状況

(単位：千円)

歳出内訳	構成比率%	内容
議会費	64,386 2.4	議会に係る費用に使われました。
総務費	404,917 15.2	主に窓口、税務、選挙事務に係る費用に使われました。
民生費	630,251 23.7	主に保育、社会福祉に係る費用に使われました。
衛生費	229,705 8.6	主に健康予防、ごみ対策に係る費用に使われました。
農林水産業費	221,839 8.4	主に農業、漁業の発展や振興に係る費用に使われました。
商工費	11,450 0.4	主に商業、観光に係る費用に使われました。
土木費	417,666 15.7	主に道路整備、都市計画に係る費用に使われました。
消防費	122,507 4.6	消防、防災に係る費用に使われました。
教育費	346,805 13.1	主に小・中学校、幼稚園に係る費用に使われました。
公債費	207,155 7.8	町の借金返済に係る費用に使われました。
合計	2,656,681 100.0	

●歳出性質別状況

任意的経費

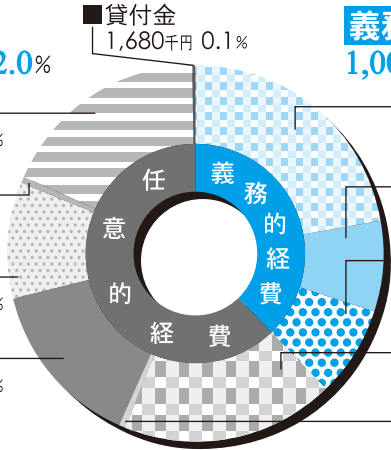
1,647,475千円 62.0%

- 繰出金 479,799千円 18.1%
- 積立金 12,864千円 0.5%
- 普通建設事業費 269,330千円 10.1%
- 補助費 379,489千円 14.3%

義務的経費

1,009,206千円 38.0%

- 人件費 595,814千円 22.4%
- 扶助費 206,237千円 7.8%
- 公債費 207,155千円 7.8%
- 物件費 483,642千円 18.2%
- 維持補修費 20,671千円 0.8%



歳出決算の概要

歳出決算額は26億5,668万1千円となり前年度比較6.5%、金額で1億8,619万5千円の減額となりました。

性質別に見ると人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出全体の38.0%を占め、物件費、補助費、普通建設事業費などの任意的経費においては、歳出全体の62.0%を占めており、任意的経費は前年度比13.2%、金額で2億4,974万5千円の減額となりました。

今後も、町財政の健全化をはかるため引き続き新たな行財政計画を策定し適切な財政事業の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営と行政事務事業の簡素化ならびに効率化をはかっていきます。



一般会計地方債の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度末現在高	平成23年度発行額	平成23年度償還額	差引現在高
公共事業等債	52,700		0	52,700
一般単独事業債	183,415		53,554	129,861
教育・福祉施設等整備事業債	13,875		1,727	12,148
厚生福祉施設整備事業債	44,175		14,103	30,072
財源対策債	28,367		8,162	20,205
減税補てん債	35,667		2,306	33,361
臨時財政対策債	1,139,866	184,000	105,619	1,218,247
その他	20,687		948	19,739
合計	1,518,752	184,000	186,419	1,516,333

用語解説

◆義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられた任意に節減できない経費をいいます。

◆任意的経費
任意に支出することができ、生活費であり、町の意志によって削減できる要素を持つ経費をいいます。

◆扶助費
社会保障制度の一環として、生活を維持するために支出される経費のことをいいます。(生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助など)

◆公債費
借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利息です。

◆補助費など
負担金・補助金・交付金が主なものですが、報奨金や損害保険などの保険料、賠償金等も含まれます。

◆物件費
地方公共団体が支出する消費的性質の経費(人件費・維持補修費・扶助費を除く)のことをいいます。

◆経常収支比率
財政構造の余裕を示すもので、65%～75%が望ましいとされています。支出のうち人件費など、毎年必ず支払う経費を「経常的経費」といいます。また、町税など毎年経常的に入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道が自由な経常一般財源から経常的経費に充てられる割合が「経常収支比率」となります。この比率が低いほど自由に使える資金が多くなります。

平成23年度の主な行事

- ★ 児童の国際感覚を醸成する国際交流事業
(インターナショナルデイ) → 6/11
- ★ BORRA 倶楽部による夏まつり
(やろまい夏まつり) → 8/ 6
- ★ 敬老会
(70歳以上の方で、1,096名中699名参加) → 9/10
- ★ 第48回町民体育祭
～2011 がんばろう日本 がんばれ木曾岬～ → 10/16
- ★ 秋の文化祭 → 11/5・6
- ★ BORRA 倶楽部によるふれあい動物園 → 12/11
- ★ 成人式
(男50名、女36名、合計86名) → 1/ 7
- ★ 第26回木曾岬一周輪中駅伝大会
(参加者は、25チームが参加された) → 2/ 5
- ★ 美し国三重市町対抗駅伝に町代表チーム参加
(木曾岬町は、29市町中27位) → 2/19



敬老会



高工会
第48回町民体育祭



美し国三重市町駅伝大会



木曾岬一周輪中駅伝大会

町民一人当たりの決算額 (一般会計)

平成23年度決算における収入額、支出額、町債残額などを町民一人当たりの金額に置き換えてみました。平成24年3月末現在の人口(6,806人)などで計算すると次のようになります。

(▲は減額)

項 目	町民1人当たり決算額 (H23年度決算)	対前年比較増減
◆町民1人に納めていただいた税金	135,308円	1,674円
◆町民1人当たりに使われたお金 (歳出総額)	390,344円	▲21,846円
・ごみ処理に対する町民1人当たりに使われたお金	20,543円	1,184円
・下水処理に対する町民1人当たりに使われたお金	43,445円	1,083円
・消防署維持に対する町民1人当たりに使われたお金	11,774円	869円
・幼稚園児および保育園児1人当たりに使われたお金 (幼稚園児57人、保育園児116人)(※前年度 幼稚園児57人、保育園児124人)	900,289円	69,687円
・小学校児童1人当たりに使われたお金(児童数327人※前年児童数328人)	321,349円	210,263円
・中学校生徒1人当たりに使われたお金(生徒数173人※前年生徒数182人)	194,052円	14,263円
◆町民1人当たりの借金	222,794円	2,589円

※この記事に関するお問い合わせは、役場 総務企画課 (☎68-6100) へお尋ねください。

木曾岬町人事行政の公表

町職員の給与や勤務の条件が、どのようになっているかを町民の皆さまにお知らせし、木曾岬町の人事行政への理解を深めていただくことを目的として、毎年公表しています。

2. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況（平成23年度一般会計決算）

住民基本 台帳人口 <small>H24.3.31現在</small>	歳出額 A <small>千円</small>	人件費 B <small>千円</small>	人件費率 (B/A) <small>%</small>	22年度の 人件費率 <small>%</small>
6,471人	2,660,058	595,814	22.4	19.2

※人件費には、職員の給与のほか、特別職、議員、各種委員等も含まれます。

(2)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料 月 額 <small>円</small>	平均年齢 <small>歳</small>	平均給料 月 額 <small>円</small>	平均年齢 <small>歳</small>
木曾岬町	331,700	43.6	194,100	59.5
三重県	350,603	43.2		

(3)職員の初任給の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		木曾岬町	三重県
		決定初任給 <small>円</small>	決定初任給 <small>円</small>
一般行政職	大学卒	172,200	178,800
	高校卒	140,100	144,500

(4)職員の経験年数・学歴別平均給料の状況 (一般行政職月額)

(平成24年4月1日現在)

区 分	経験年数7年以上 10年未満 <small>円</small>	経験年数10年以上 15年未満 <small>円</small>	経験年数15年以上 20年未満 <small>円</small>
大学卒	—	278,400	317,400
高校卒	—	—	267,700



1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員の採用状況

(平成24年4月1日)

区 分	採用人数
一 般 行 政 職	3

(2)職員の退職状況

(平成23年度)

区 分	人 数
定 年 退 職	2人
普 通 退 職	1人
合 計	3人

(3)定員適正化の状況

定員適正化計画により目標を立て適正な職員数を管理します。

人数には、教育長を含みます。

H17.4.1 職 員 数	74人
H21.4.1 職 員 数	70人
H22.4.1 職 員 数	68人
H24.4.1 職 員 数	71人
H24.4.1 目 標 数	69人

(4)部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数
		23年	24年	
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	
	総務企画	12	13	1
	税 務	6	6	
	農林水産	5	5	
	土 木	3	3	
	民 生	18	19	1
	衛 生	6	5	-1
	小 計	52	53	1
特 別 行 政 部 門	教 育	11	12	1
	小 計	11	12	1
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	1	1	
	下 水 道	1	1	
	そ の 他	3	3	
	小 計	5	5	
合 計		68	70	2

※公営企業等会計部門のその他欄には、国民健康保険等の特別会計事務を行う職員数を計上

※人数には教育長は含みません。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分～午後5時15分	38時間45分

※住民サービスの向上のため、毎月2回の日曜役場および月初めの月曜日に延長役場を開設して窓口業務を行っています。

(2) 職員の休暇制度

種類	内容
年次有給休暇	一年に20日間(残日数は20日を限度に翌年に繰越可能)
病欠休暇	療養の必要がある場合(私傷病は90日まで有給)
特別休暇	特別な事由により勤務しないことが認められた場合(結婚、出産、忌引など)
介護休暇	配偶者等の介護が必要な場合(無給)

※平成23年中の有給休暇の平均取得日数 10.80日

4. 職員の分限処分および懲戒処分の状況

(平成23年度)

区分	人数
分限処分	無
懲戒処分	無

(分限処分)公務能率を維持することを目的として、職員が心身の故障などにより、その職責を十分に果たすことができない場合に行う不利益処分です。

(懲戒処分)公務の規律と秩序を維持するため、法令や職務上の義務等に違反した職員に道義的責任を問う処分です。

5. 職員の研修の状況

研修種別	対象職員	平成23年度受講人数
階層別研修	職階、経験に応じて指定された職員	3名
業務能力向上研修	指定された職員および希望する職員	11名

6. 職員の福祉の状況

共済制度	三重県市町村職員共済組合
厚生制度	三重県市町村職員互助会加入 定期健康診断の実施 町職員単独の互助会「七福会」を組織し、ボランティア、研修、スポーツ等の活動に取り組んでいる。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金

7. 平成23年度 公平委員会における業務の状況

業務	件数
勤務条件に関する措置要求	無
不利益処分に対する不服申立て	無
苦情処理	無

(5) 職員手当の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	内	容
勤期 勉手 当末	6月期	期末手当 1.225月分
	12月期	勤勉手当 0.675月分
	計	1.375月分
		2.6月分 1.35月分
※職制上の段階、職務の級等による加算措置有		
退職 手当	勤続25年	自己都合 33.50月分
	勤続35年	勤奨・定年 41.34月分
	最高限度額	59.28月分
扶養 手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外	6,500円
	配偶者のない場合の1人目	11,000円
	16歳以上22歳までの扶養親族	5,000円加算
手地 当域	国における支給基準	3%
	平成24年度支給率	3%
住宅 手当	借家・間借(家賃月額12,000円以上を支払う者)	限度額 27,000円
	自宅(新築または購入した日から5年間に限り)	2,500円
手通 当勤	交通機関利用者	運賃相当額(限度額 55,000円)
	自家用車等使用者(2km以上)	2,000円～24,500円
特殊 勤務 手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務に従事した職員に支給	
	手当の種類	
	①町税収入金滞納処分手当	日額 300～500円
	②税外収入金滞納処分手当	日額 300～500円
	③用地交渉手当	日額 300円
	④疫病公害作業手当	日額 300円
⑤漂着死体処理手当	1件 800円	
手管 当職	課長以上の職員に対し支給	参事 24,800円 課長 23,000円
	勤時 当外	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給

※特殊勤務手当および管理職手当の額は国の基準以下、それ以外は国と同水準

(6) 特別職の報酬等の状況

特別職の報酬等は、特別職報酬等審議会の答申を受けて、条例で定められています。

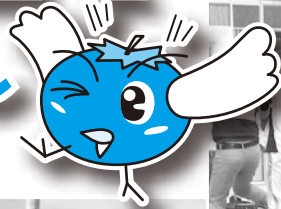
(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
町長	670,000円	6月期 1.95月分
	540,000円	12月期 2.05月分
	520,000円	計 3.95月分
副町長	285,000円	6月期 1.225月分
	225,000円	12月期 1.375月分
	210,000円	計 2.6月分

※町長の期末手当は、平成21年12月支給より50%削減

体育祭

してみようぜ!!~



10月14日(日) 町最大のスポーツイベント、町民体育祭が小学校グラウンドを会場に開催されました。

当日は絶好の体育日となり、さわやかな秋晴れの下、たくさんさんのプログラムが繰り広げられました。

今年は何も動かさずことを通じてスポーツの楽しさや爽快感を味わっていただくため、例年よりも一般種目を充実させ、参加していただいた方の多くが笑顔になれた体育祭になったのではないかと思います。

また、毎年恒例の地区対抗種目も地区と地区との意地がぶつかりあい熱い戦いが繰り広げられ、会場は声援や拍手で大いに沸き上がりました。

なお、地区対抗種目の結果については、左記のとおりです。





第49回

町民



～みんなて参加

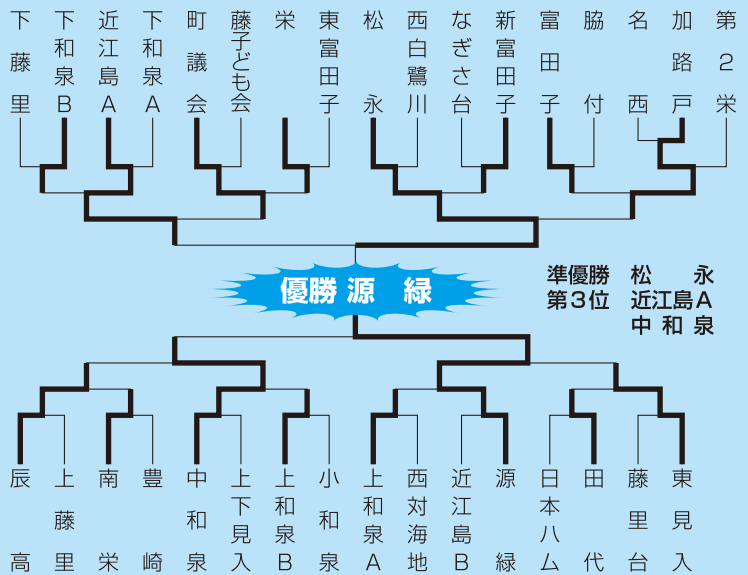


地区対抗種目成績表

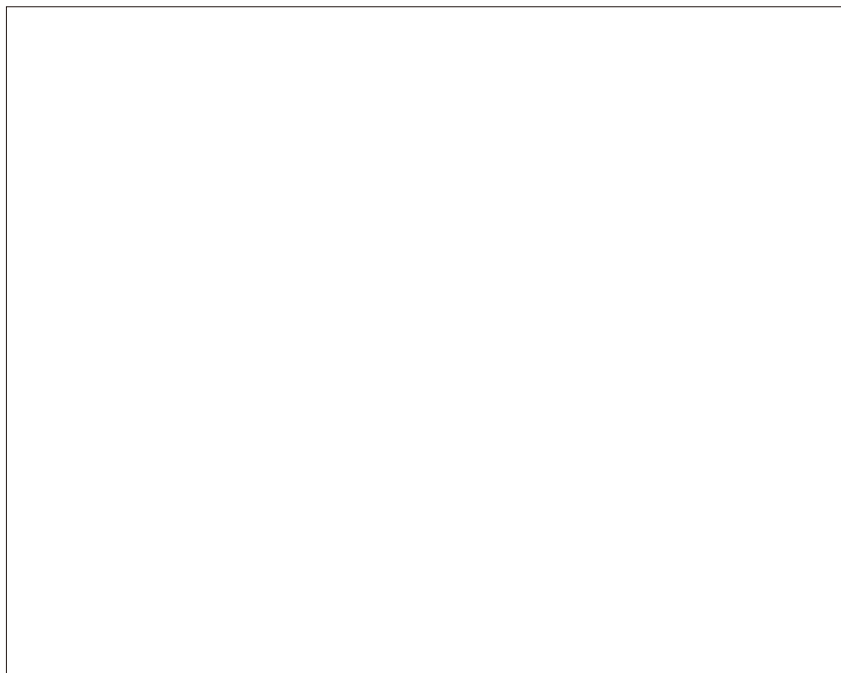
種目	順位	チーム名	結果
地区対抗大縄跳び	優勝	日本ハム食品	73回
	準優勝	下和泉	64回
	第3位	栄	63回
マスタースリレ	優勝	西白鷺川	2'05"48
	準優勝	栄	2'08"21
	第3位	東見入	2'10"35
ジュニアリレ	優勝	名西A	2'10"08
	準優勝	みずほ子ども会B	2'10"92
	第3位	竹の子子ども会A	2'11"46
地区対抗ワープリレ	優勝	加路戸	2'04"86
	準優勝	源緑	2'05"56
	第3位	富田子	2'08"14
地区対抗リレ	優勝	東見入	1'44"78
	準優勝	加路戸	1'49"57
	第3位	名西	1'51"29

※地区対抗大縄跳びの準優勝は決定戦による。

地区対抗綱引き



信長が来る!



10月12日(金)、メ〜テレの朝の情報番組ドデスカ!の人気コーナー「地元応援団宣言! 信長が行く」が木曽岬町役場前から中継され、早朝より100人を超える住民の方が集まり、木曽岬町の特産品や子ども達の元気な姿が放映されました。

「この岬、木曽うなもの」を持ってくるといふ宿題に対して、それぞれが流行りそうなものを持ちより、楽しく紹介され、短い時間ながらも元気一杯な木曽岬町を見せてくれました。



人事異動のお知らせ

(平成24年10月1日)

町職員の異動についてお知らせいたします。

所属課	役職	氏名	前所属課
福祉健康課	課長	浅井伸一	税務課
税務課	課長	内田義英	福祉健康課



9月28日(金)、スーパータチャにおいて桑名地区交通安全対策会議(構成機関・三重県、桑名警察署、桑名地区交通安全協会、桑名市、木曽岬町)と桑名地区交通安全協会木曽岬支部が、交通事故死ゼロを目指す日」に合わせて交通安全に対する啓発活動を実施しました。当日、来店された約100名の方々に啓発物品やPRチラシなどを配布し、交通ルールを守ることの大切さを改めて周知する良い機会となりました。



「交通事故死ゼロを目指す日」啓発活動を実施しました

毎年、国民の100人に1人が交通事故により死傷するという厳しい状況が続いています。飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題となっているように、国民一人ひとりが交通ルールを守ることで交通事故の減少を目指していきたいと思えます。



水道検針員を募集します!

水道料金の適正な料金徴収をするため水道検針をしていただける方を募集します。

水道検針は簡単な機械を使い、毎月各家庭や事業所などの水道メーターを見る仕事です。

実労働期間は月末から月初めの6日間程度です。

詳しくは、役場産業建設課上水道係へお問い合わせください。

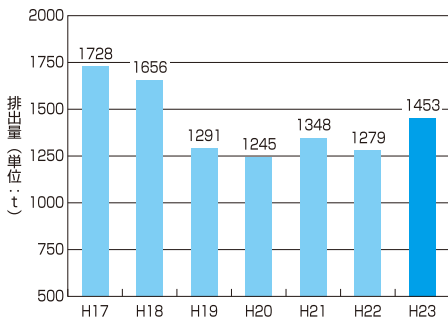
●問合せ先

役場 産業建設課 上水道係
☎ 681-6106

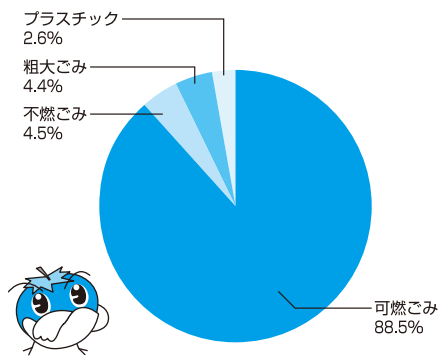
〜できていますか? ごみの分別〜

皆さんの家庭から排出されるごみは、大きく「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」に分別してありますが、最近ごみの分別がきちんとされていないことが、指定袋以外の袋を使用して排出するなど基本的なルールが守られていないケースが見受けられます。ごみの中には依然としてリサイクル可能な「資源ごみ」も多く含まれています。リサイクルを推進し、ごみの減量化にご協力をお願いします。今月は、木曾岬町のごみの排出状況についてお知らせします。

【家庭ごみ排出量の推移】



【ごみの種類別構成比率】



平成23年度における家庭ごみの排出量を見ると、平成20年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度には1,453tと再び増加傾向に転じました。ごみの内訳を見ると、可燃ごみが全体の89%となっていることから、ごみの減量化にはこの「可燃ごみ」をいかに減らすかにかかっています。可燃ごみの中で生ごみが占める割合は高く、生ごみの約8割は水分といわれています。生ごみの水切りを徹底することは、可燃ごみの減量化に効果的です。捨てる前には「ぎゅっ」とひとしぼりしてから捨ててください。また、生ごみ処理機を使用して堆肥化するのも効果的です。町では生ごみ処理機購入にかかる補助金制度もあります。

ますので、積極的にご利用ください。
プラスチック製容器包装ごみ(プラごみ)は「資源」です!

毎週水曜日に回収している「プラごみ」については、処理場に搬入後に圧縮・梱包してリサイクル業者に引き渡しています。つまりプラごみは、汚れたままでは「可燃ごみ」となりますが、洗ったり汚れを取り除くことでリサイクル可能な資源となりますので、プラごみの分別について特にご協力をお願いします。

ここで確認! プラごみとは?



左のマークがついている「容器」「包装」が対象です。ものによっては本体など別の場所に表示されているものもあります。なお、商品そのものは「容器包装」ではないので対象外となります。

- 対象となるものの例
生鮮食品のラップ・トレイ、外装フィルム、洗剤・シャンプーなどの容器、お菓子などの袋、ペットボトルのラベル・キャップなど
- 対象とならないものの例
歯ブラシ、パケツ、ハンガー、食器・コップ、おもちゃ、スポンジなど

●問合せ先

役場 住民課 ☎ 681-6103

ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠
洗淨・すすぎ・脱水そして乾燥・
消毒により汚れやダニもきれいに
とれる寝具洗濯サービスをご利用
ください。

● 申込方法

「申請書」を役場福祉健康課へ
お出しください。

● 申込期限

11月30日(金)

● 実施は

12月中に業者がお宅へお伺いし
て布団をお預かりし、おおむね
1週間以内にお届けします。な
お、お伺いする日時は、業者か
ら連絡します。

※代わりのお布団が必要な場合は、
有料で貸し出しもあります。

● 対象寝具

- ① 掛け布団・敷き布団・毛布
- ② マットレス・ベットパット・
掛け布団・毛布
- ③ マットレス・ベットパット・
掛け布団・敷き布団・毛布

※羽毛布団などもご利用いただけ
ます。

● 利用料

- ① の場合 680円
- ② の場合 890円
- ③ の場合 1,100円

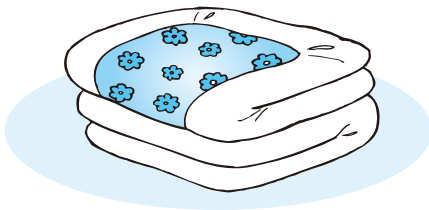
● 申込みおよびお問合せは

役場 福祉健康課

☎ 68-6104

このサービスを利用できるのは
在宅で次のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上の一人暮
らしの方
- ② 介護認定を受けた方
- ③ 心身障がい児(者)で衛生
管理が困難な方



『歯にやさしいおやつ作り』

親子で楽しくクッキングしながら、幼児期に必要な栄養やおよつのポイントについて学びましょ
う。

- 日 時 / 11月28日(水) 午前10時～
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 1歳～4歳の子どもを持つ保護者
- 定 員 / 20組(当日は託児あり)
- 参 加 費 / 1組200円
- 持 ち 物 / エプロン、三角巾、布巾、器、子ども
スリッパ
- 申 込 方 法 / 11月21日(水)までに役場 福祉
健康課(☎68-6104)管理栄養士ま
たは子育てサロン保育士までお電話
もしくは窓口までお申し込みくださ
い。
(定員になり次第締め切ります。)

ヘルシークッキングのお知らせ

『和食中心の おもてなしメニュー』

- 日 時 / 11月9日(金)
午前9時30分～午後1時位
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 木曾岬町の一般成人の方
- 定 員 / 15名(6名以上で実施いたします。)
- 参 加 費 / 300円(材料費)
- 持 ち 物 / エプロン、三角巾、布巾2枚、
米0.5合
- 申 込 方 法 / 11月6日(火)までに役場 福祉健
康課(☎68-6104)管理栄養士まで





桑名市消防本部からの
お知らせ

★「防火ポスター展」を
開催します

秋季火災予防運動が11月9日から始まることから、「防火ポスター展」を次のように開催します。今回展示する防火ポスターは、小・中学校児童・生徒の平成24年度入賞作品です。ぜひご覧ください。

●展示場所

桑名市新西方1-22

イオン桑名ショッピングセンター

●展示期間

11月16日(金)から11月25日(日)まで

★「火災予防運動」が
実施されます

きたる11月9日から11月15日までの1週間、全国一斉に火災予防運動が実施されます。これからは、火災が発生しやすい時季を迎えます。火の元、火

の取扱いに十分注意しましょう。平成23年6月1日から全国すべての住宅に、「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。当消防本部管内においても、「住宅用火災警報器」を設置していたおかげで、火災に早く気づき、「ほや」で済んだ事例も報告されていますので、まだ設置していないお宅は早急に設置しましょう。

2012年度全国統一防火標語

「消すまでは

出ない行かない 離れない」



リサイクル家具等の展示
販売を行います

ご家庭から粗大ごみとして出された家具類の中で、まだ再利用可能な物を選び、補修および再生し、展示販売をします。

●展示期間

12月3日(月)～12月9日(日)

●展示時間

午前9時～午後4時

●抽選日

12月10日(月)

●場 所

桑名広域清掃事業組合(管理棟2階)

●対象者

桑名市・東員町・いなべ市(員弁町)・木曾岬町に在住の方(業者の方は除く)

●申込方法

桑名広域清掃事業組合にある所定の申込書に必要事項を記載のうえ、「申込ボックス」に入れてください。

●販売価格(入札方式)

最低販売価格を100円から3,000円で設定しており、一番高い価格をつけた方に販売いたします。なお、同一価格で入札された場合は、抽選になります。

●問合せ先

桑名広域清掃事業組合 啓発係

☎0594-31-1031

(桑名広域清掃事業組合のホームページに掲載)

※家具の引取り後の返品とクレームは受けません。

(商品のキズ、不具合などをご了解のうえ、ご購入をお願いします。)



自衛官等を募集します

採用種目	受付期間	資 格 (H25.4.1現在)	採用試験日	試験会場	待 遇
陸上自衛隊 高等工科学校生徒	推薦: H24.11.1 ～H24.12.7	15歳以上 17歳未満の男子	25年1月12日～ 14日までの間の 指定する1日	高等工科学校 (神奈川県)	1 高校卒業資格 2 生徒手当 (月94,900円支給) 3 週休2日、祝日および 年末年始休暇など
	一般: H24.11.1 ～H25.1.7		1次: 25年1月19日	三重県四日市市 (予定)	

●問合せ先 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-14-11(阿部ビル2F)
自衛隊四日市地域事務所 ☎059-351-1723
自衛官募集コールセンター ☎0120-063-792
午後0時～8時(年中無休)

じんけんフェスタ2012 開催のお知らせ

北勢人權ネットワーク協議会では、人權啓発活性化事業の一環として、毎年的人權週間に合わせて「人權フェスタ」を開催しております。

本年度はきたる12月1日～2日にかけて四日市市文化会館において、じんけんフェスタ2012を開催します。皆さまのご来場をお待ちしています。



(C)2011「friends」製作委員会

●開催日時

12月1日(土) 午後、
2日(日) 午前 午後

●開催場所

四日市市文化会館

●イベント内容

《第1ホール》

◎じんけんフェスタ記念講演会

日時・12月1日(土)
14時～16時

講演・「ハートフルトークショー & ミニライブ」

講師・今井絵理子(歌手)

※手話通訳、要約筆記あり

◎映画上映

なかよし子ども映画会

日時・12月2日(日)

10時～11時30分

映画・「Friends ものけ島のナキ

◎人權講演会

日時・12月2日(日)

14時～16時

講演・「天国へのお引越しのお手

伝い」

～遺品整理の現場から～

講師 吉田太一

《第2ホール》

第31回障害者大会

日時・12月2日(日)

10時～15時

(開場・9時30分)

会場内

地震体験車(1日)

白バイ・パトカー展示(2日)

グリル四日市による三重のご当

地グルメ もちつき大会(2日)

など

●問合せ先

四日市市総務部 人權センター

☎059-354-8157

裁判員制度

くまもなく名簿記載通知を発送します！

☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

☆裁判員候補者名簿記載通知について

裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月頃から平成26年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

また、裁判員候補者の方の事情を早期に把握しご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合などに裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するために調査表をお送りします。調査表のいずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。

なお、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判の日程を前提に、あらためて辞退のご希望をうかがいます。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いいたします。

●問合せ先

津地方裁判所総務課庶務係

☎059-2226-4172

「職場体験」参加者を募集します

福祉のお仕事体験してみませんか！

●対象者

福祉の仕事に関心のある方(学生可)

●体験の期間

お1人3日以上10日以内

●体験時間

1日おおむね6時間

(6時間以上8時間未満)

●参加にあたって

参加費は無料です。ただし、交通費、食事代などは自己負担です。

なお、職場体験にかかる日当などは支給されません。

●問合せ先

三重県社会福祉協議会

福祉職場インターンシップ担当

☎059-2227-5160

三重県最低賃金が時間額 724円に改定

三重県最低賃金は、9月30日から7円引き上げられて「時間額724円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート、アルバイトなど）を問わず、三重県で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業所で働く労働者には、三重県最低賃金とは別に、産業別最低賃金が定められています。

また、最低賃金の引き上げに対応してさまざまな問題に取り組み中小企業事業主の皆さまのために、無料相談窓口「中小企業相談支援事業・津総合相談支援センター」を設置していますのでぜひ活用ください。

●無料相談窓口

津市丸之内養正町4-1

森永三重ビル3F

三重県経営者協会内

☎059-226-0033

●この記事に関する問合せ先

三重労働局賃金室

☎059-226-2108

「女性の人權 ホットライン」

11月12日(月)～18日(日)は、全国一斉「女性の人權ホットライン」の強化週間です！

夫やパートナーからの暴力、職場などにおけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人權問題についての相談を受け付ける専用電話相談窓口です。

相談は、津地方方法務局職員または人權擁護委員がお受けします。また、相談は無料で秘密は厳守します。

女性の人權ホットライン

☎0570-0700-8100

ゼロナゼロのホットライン

●受付時間

午前8時30分～午後7時まで

ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時までです。

●問合せ先

津地方方法務局人權擁護課

☎059-228-4193



警察署コーナー



■桑名警察署
■木曾岬駐在所

☎(0594)24-0110
☎65-3635

あなたを狙っている悪質商法あれこれ!

～被害に遭わないキーポイント～

- 無視する。
- サインしない。
- はっきり断る。
- 相談する。

当選商法

海外宝くじ、会員権、車など

利殖商法

大豆、金、原油、外国為替証拠金、先物オプションなど

送りつけ商法

注文もしないのに一方的に送りつける商法
●福祉目的をうたい、寄付と勘違いさせる
●人の名誉や自尊心をくすぐる

ストーカー被害やDV被害の早期相談を!

ストーカー行為やいわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス)は、「犯罪行為」です。

- ひとりで悩まず、警察本部ストーカー対策室
☎059-222-0110 内線3054
または、お近くの警察署・交番・駐在所までご相談ください。
- 桑名警察署 ☎0594-24-0110

町内9月の交通事故

()…平成24年累計
●件数/17件(127件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/1人(21人)

犯罪被害者週間 11月25日～12月1日

- 被害者相談窓口
(社)みえ犯罪被害者総合支援センター
三重県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
・相談電話 059-221-7830
【受付時間】月～金曜日(祝祭日を除く)10:00～16:00
・F A X 059-227-4755
・ホームページアドレス
<http://www18.ocn.ne.jp/~mie-hhsc/>

●桑名警察署 ☎0594-24-0110

教育委員会 だより

問合せ先
教育委員会 ☎68-1617

町長杯ソフトボール大会 結果報告

9月9日(日)・16日(日)の2日間にわたって、鍋田川グラウンドを会場として“町長杯ソフトボール大会”が男子8チーム・女子3チーム参加のもと開催されました。

今大会は、9日(日)が雨天により試合途中での順延となり、女子チームが参加チーム都合により中止となり、16日(日)に男子の部のみ開催されました。

試合は、投打にわたり他チームを圧倒した『K's』が、2年連続で優勝の栄冠に輝きました。

なお、試合結果は次のとおりです。

試合結果

- 男子の部／優勝：K's
準優勝：栄
- 女子の部／中止



男子の部 優勝：K's

保護者や地域と協働した子育て

家庭学習について

— 「やるべきこと」と「やりたいこと」の順序を考える —

秋風が吹き、朝晩が少し肌寒い季節となりました。秋といえば、スポーツの秋、文化の秋、食欲の秋など、何ごとをするにも適した季節といわれます。

夏に比べて、日没が早くなり、ご家庭で過ごす時間が多くなります。ご家庭では、毎年、この秋の夜長をどのように過ごしておられることでしょうか。

過ごしやすいこの時期こそ、落ち着いて読書や学習の定着をはかる機会になることと思います。そこで、家庭学習について考えてみたいと思います。

小学校では「学年×10分」、中学校では「ワーク3回」を目標として家庭学習に取り組むこととしています。また、小学校では、ホームページで家庭教育Q&Aを掲載するなど、家庭学習についての啓発も行っています。

ご家庭での様子はいかがでしょう。

今回、福井県での家庭学習に対する考え方の一例を紹介します。

福井県の多くの家庭では、学校から出される宿題を最低限やるべきことと決め、学校で指導されるように「宿題をやってから遊びに行くこと」を徹底して実践

することで、毎日の家庭学習を習慣づけさせているそうです。

9月下旬、実際に福井県の小中学校を視察させていただきましたが、先生方から、「宿題は必ずやるものと私たちが子どもの頃から教えられてきました」という話があり、風土または文化となっていると感じてきたところです。

家庭で学習に取り組むためには、最低限やるべきことを一つ決めていくことであり、「やりたいこと」をやる前に、少しでも「やるべきこと」をやるのが大切になるそうです。

課題については、難しすぎたり、量が多かったりすると、途中で挫折してしまう可能性があり、それでは意味がありません。

習慣づけの段階では、毎日続けることが大切であり、本人の達成感の味わいが必要だそうです。

この時期にこそ、それぞれの子どもに合わせて、日常生活で続けられる程度のもを考えながら、家庭学習の習慣づくりをはじめてみてはいかがでしょうか。

参照「ネコの目で見守る子育て 著 太田あや」

森達貴くん、渡邊龍くん 三重県選抜ミニバスケットボール選手権大会準優勝!!

木曾岬町ミニバスケットボールクラブ（木曾岬町スポーツ少年団）に所属する森達貴くん（小学6年生）と渡邊龍（小学6年生）くんが桑員地区代表チーム（男



子）に選出され、7月28日（土）・29日（日）に津市芸濃総合文化センターアリーナにて開催された三重県選抜選手権大会に出場しました。

2人が所属する桑員地区代表チームは、全7チームが出場する中チーム一丸で勝ち進み、最後は1点差で敗れ優勝こそ逃したものの、準優勝という好成績を収めました。

また、女子の部でも、木曾岬町ミニバスケットボールクラブ所属の笹原翔彩さん（小学6年生）が桑員地区代表チーム（女子）に選出され、同大会に出場しました。こちらは惜しくも上位入賞を逃しましたが、普段一緒にプレー出来ない他チーム代表選手とコミュニケーションを取り合い、試合をする楽しさを実感していました。



修学奨学金のお知らせ

今年度も木曾岬町修学奨学金の貸与を希望される方を募集します。この制度は、町内篤志家からご寄附いただいた資金で創設した「木曾岬町 夢とふれあい教育基金」を原資に、大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方に奨学金を貸与し、将来、町に貢献できるような人に育っていただくことを目的としています。

制度の概要は、次のとおりです。

●奨学金の貸与を受けようとする方の要件

- ・木曾岬町に居住する方またはその子弟であること。
- ・町民税などの滞納がないこと。
- ・大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方

●貸与額等

- ・大学生・専門学校生…一人につき月額20,000円
 - ・高校生…一人につき月額10,000円
- ※無利子で貸与します。

●返 還

- ・卒業した次の年から、貸与期間の2倍年数以内に、月賦または半年賦で返還（例えば貸与年数が4年の場合は8年以内に返還）

●申込方法

【申込書類】

- ・修学奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ・「木曾岬町夢とふれあい教育基金」による修学奨学金に係る誓約書（様式第2号）
- ・住民票世帯全員の写し（本人の除票を含む）
- ・課税証明書

※様式第1号、第2号については、教育委員会で希望の方に配布します。また、木曾岬町教育委員会ホームページからダウンロードできます。

【申込期間】

11月21日（水）～12月4日（火）

【申込み先】

教育委員会

●貸与決定の通知について

平成25年1月末日までに、申請者に通知させていただきます。

●問合せ先

木曾岬町教育委員会事務局教育課 ☎68-1617

法人および個人事業主の皆さんへ 「年末調整説明会」および「所得税の青色決算説明会」を 開催します

平成24年分「年末調整説明会」および「所得税の青色決算説明会」を
次の日程で開催しますので、ぜひご出席ください。

1 年末調整説明会

- 対象 象／法人および従業員のいる個人事業主の方
- 日 時／11月12日(月)
午前10時～正午
- 会 場／桑名市民会館 小ホール
桑名市中央町3丁目20番地

2 所得税の青色決算説明会

- 対象 象／個人事業主のうち青色申告の方
- 日 時／11月12日(月)
午後1時30分～3時30分
- 会 場／桑名市民会館 小ホール
桑名市中央町3丁目20番地

●お持ちいただくもの

税務署から送られた、年末調整関係書類
※青色申告決算書用紙は当日会場にて配布します。
所得税の青色申告決算書用紙などは確定申告書に同封して送付されます。

(電子申告をされている方には、確定申告書および青色申告決算書ともに送付されません。)

- お願い 駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

●問合せ先 桑名税務署

年末調整説明会について

…法人課税第一部門 源泉担当 ☎0594-37-0301(直通)

所得税の青色決算説明会について

…個人課税第一部門 指導担当 ☎0594-22-5123(直通)

平成26年1月から、 記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきまして

は、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

給与所得者の個人住民税は『特別徴収』で納税を!

給与所得者の個人住民税(個人市町民税+個人県民税)は、法令により、事業者が給与から特別徴収(天引き)して、給与所得者に代わって市町に納税することになっています。

- 所得税は源泉徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していないということはありませんか?
- 原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。
- 税額の計算は市町で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

従業員の皆さまには次のようなメリットがあります

- 納税の手間が省けます。
- 普通徴収が原則4回払いなのに対して、12回払いとなるので、1回あたりの負担が軽くなります。

三重県と県内全市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆さまに個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めております。特別徴収を行っていない会社などは、特別徴収への切り替えをお願いします。

- 問合せ先／役場 税務課 ☎68-6102

11月は「虐待防止月間」です。

「ストップ!こども虐待」地域みんなで、子どもの未来を守りましょう。

●児童虐待は保護者だけの問題ではありません!

現代の子育て環境は、核家族化や地域から孤立している家族が多く、密室での子育てが保護者に一人で子どもと向き合わせ、相談相手もないまま育児ストレス抱えている保護者や家族が増加していると言われていました。

ストレスのはけ口としての暴力のほか、子育てに熱心なあまり厳しくしつけるつもりで手をあげたり、経済的に苦しく昼夜を問わず働いた結果、放置した状態になっていたりしていることもあります。こういった多くの保護者は自分のしていることが虐待だと気づいていないこ

とも多いのです。

しつけと虐待はまったく別のもので、暴力やお仕置きで子どもを従わせることはしつけとは言えません。たとえ親がしつけと思っている、子どもの有害な行為や発言は虐待になります。虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起すおそれがあります。

周囲のサポートがあれば虐待は起こりにくく、むしろサポートによって、虐待に至らない場合がほとんどです。

●木曾岬町での子ども虐待防止の取り組み!

木曾岬町では、平成16年度に保健・福祉・教育・医療・警察関係者や民生委員・児童委員や町民育成会議など子どもに関わる関係機関で「木曾岬町子ども虐待防止ネットワーク」を立ち上げ、さらに17年度からは「木曾岬町子ども虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク(CAPきそさき)」と名称や活動も新たにし、こども虐待防止や配偶者の暴力(DV)防止活動に取り組んでいます。

木曾岬町ではこども相談センターを窓口とし、こども虐待防止やDV防止の啓発や専門家によるカウンセリングなど相談事業を実施する他、関係者を対象とした研修会を実施し、子どもに関わるスタッフの資質向上に努めたり、関係者が連携をしながら予防活動や保護者支援などを行っています。

●〈子どもを虐待から守るための5ヶ条〉ストップ、こども虐待!

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
(通告は義務です)
2. 「しつけのつもり・・・」は言い訳
(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない
(あなたにできることから実行)
4. 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる
(特別なことではない)

通告された方が特定されないよう秘密は守られますので、あなたのまわりに「気になる親子」がいたら「もしも違っていたら・・・」と思わずに、必ずご連絡ください。「あなた」の実行が子どもを守ります。木曾岬町の子どもたちが安心、安全に過ごせるよう、地域みんなで、子どもの未来を守りましょう!

※虐待が疑われたり、虐待に気づいたら、下記へご連絡ください。また、こども相談センターでは、心理士によるカウンセリングも行っていますので、育児の不安やストレスを感じた方はまずはお電話を・・・

●木曾岬町こども相談センター(☎68-6119)

または

●北勢児童相談所(☎059-347-2030) 夜間・緊急(☎059-347-2052)

11月は「8020運動推進月間」

木曾岬町では、今年度より「歯周疾患検診」を実施しています!

「8020運動」とは、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。

三重県では、平成24年3月27日に「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を制定しました。条例では、町民の皆さま自らが、定期的な歯科健診の受診などにより歯と口腔の健康づくりに努めることとなっています。

また、三重県や木曾岬町では、町民の皆さまの生涯にわたる健康増進のために、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進しています。

◆木曾岬町では、今年度より40歳、50歳、60歳の方を対象に、「歯周疾患検診事業」をはじめ、対象者の方には個別にご案内通知をさせていただきますので、ぜひご自身の歯と口腔の健康づくりにご活用ください。

お忘れのないように 保健衛生のコーナー

◆福祉健康課・保健センター／☎68-6104

教室・相談

カウンセリング (予約制)

- 日 程 / 11月22日(休)
 - 場 所 / 保健センター
 - 内 容 / ことばや発達の支援、
カウンセリング
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください

音楽療法

- 日 時 / 11月12日(月)、12月10日(月)
午前10時30分～11時30分
- 場 所 / 福祉教育センター集会室
- 対 象 / 乳幼児とその保護者

すこやか指導室

- 日 時 / 11月15日(休)
午前10時～11時
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 平成24年4・5月生の乳児
- 持 ち 物 / 母子健康手帳、問診票

集団フッ素塗布

- 日 時 / 12月6日(休)
午後1時30分～2時30分
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / コアラグループ
(H22年8・11月、
H23年3・4・8月生の幼児)
- 持 ち 物 / 母子健康手帳、問診票、
自己負担金500円

のびのび指導室

- 日 時 / 12月7日(金)
午前9時30分～10時30分
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 平成24年8・9月生の乳児
- 持 ち 物 / 母子健康手帳、問診票、
予防接種予診票(3ヶ月児以上、
BCG未接種児)

育児相談 (予約制)

- 日 時 / 12月7日(金)
午後1時30分～3時
 - 場 所 / 保健センター
 - 対 象 / 乳幼児、保護者
 - 持 ち 物 / 母子健康手帳
 - 内 容 / 身体計測、育児・栄養の個別
相談
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください

もぐもぐ教室

- 日 時 / 11月13日(火)
午前10時～11時
- 受付時間 / 午前9時45分～10時
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 平成24年5月～平成24年7月
生の乳児と保護者(託児あり)
- 持 ち 物 / 母子健康手帳

パパママ教室

- 日 程 / 12月9日(日)
午前10時～11時30分
- 集合時間 / 午前9時45分～10時
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 妊娠中の方およびその配偶者
- 持 ち 物 / 母子健康手帳、
動きやすい服装でお越しください

健 診

1歳半健診・3歳児健診

- 日 時 / 12月6日(休)
午後1時15分～2時30分
 - 場 所 / 保健センター
 - 対 象 / 1歳半健診
平成23年5・6月生の幼児
3歳児健診
平成21年5・6月生の幼児
 - 持 ち 物 / 母子健康手帳、問診票
- ※3歳児は尿をご持参ください。

11月個別予防接種

BCG

- 対 象 / 生後3ヶ月～6ヶ月までに

三種混合

- 対 象 / 生後3ヶ月～

MR(麻しん・風しん)

- 対 象 / 1期 12～24ヶ月までに
2期 5歳～7歳未満で就学前
の1年間に
3期 中学1年生に相当する者
4期 高校3年生に相当する者

日本脳炎

- 対 象 / 3歳～

※体調のよいときに早めに計画し、受けましょう。
※お問い合わせは保健センター内子ども相談センター(☎68-6119)へ



11月前半の行事日程

- 11月2日(金) 育児相談(予約制)
歯っぴい指導室
(11月15日の日程変更のため)
- 11月6日(火) 大腸・乳・子宮がん検診
- 11月8日(休) すくすくひろば

※詳細は前月号または、町行事・健康カレンダーをご覧ください。

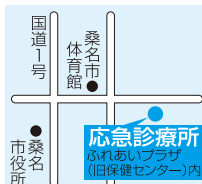
救急医療情報

◆地域救急医療情報センター ☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。
医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して
受診してください。

◆桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内) ☎0594-21-9916

- 診療科目 / 内科・小児科
 - 診療日 / 土曜・日曜・祝日
 - 診療時間 / 午前9:30～12:00
午後1:00～4:00
 - 土曜の夜間 / 午後8:00～10:00
- ※8月1日より平日夜間診療は休止しています。



子育て相談 専用電話

土・日・祝日を除くAM8:30～PM5:00

子育てに関する相談は
☎68-6119へ(6のハロー119番)

子育てサロン

- 利用できる日
月曜日の午前・午後
火曜日～金曜日の午前
- 11月の子育てサロンのお休み
11月9日(金)・19日(月)午後
土・日曜日および祝日

がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の
文字があった方は、医療機関で必ず、
早めに精密検査を受けてください。

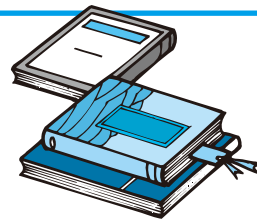
女性の悩み相談

- 北勢福祉事務所の女性相談員による
電話相談・面接相談(無料)です。
- ☎059-352-0557
- 月曜日～金曜日
午前9時～午後3時45分
- ※祝日はお休み



図書室だより

北部公民館では、季節のミニコーナーを設置しております。
 今月は下記のとおりです。皆さまどうぞご利用ください。



主な図書

仕事につながる本

『資格の取り方・選び方全ガイド』

成美堂出版株式会社

『えっ、ボクがやるんですか?』

播摩早苗

『シンプル家事』

篠原直子

『日本の農業が復活する45の理由』

浅川芳裕

『県庁おもてなし課』

有川浩

新刊 『神様のカルテ3』

夏川草介

主な
児童図書

しごとがわかる本

『ねこのおすし屋さん』

鈴木まもる

『もりのほんやさん』

船崎克彦

『落語絵本12 ときそば』

川端誠

『ふしぎな森のしゃしん屋さん』

岡野薫子

新着 『しごとば』

鈴木のりたけ

新刊 『どんぐりむらのおまわりさん』

なかやみわ

教育関連施設開館日のお知らせ

町 体育館

体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
 自由に使用できます。

11日(日) 午前9時～午後4時

25日(日) 午前9時～正午

◎軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
 インディアカやドッジボール、卓球などを実施しております
 のでぜひ体育館へお越しください。

25日(日) 午後1時～4時

文化資料館

◎開館日

毎週日曜日

午前9時～午後4時



北部公民館

◎開館日

火～日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
 航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

●電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)

●FAX/0569-38-7859

※時間外は留守番電話にて対応します。

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 1日・5日・8日・12日・15日 19日・22日・26日・29日	毎週火・金曜日 2日・6日・9日・13日・16日 20日・23日・27日・30日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 7日・21日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 7日・14日・21日・28日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 14日	毎月第4水曜日 28日
資源ごみ	毎月第4日曜日 25日	

家庭ごみ収集におけるお願い

※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)

※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。

※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

11月カレンダー

主な行事	場 所	時 間	備 考	
1 ㊟				
2 ㊿	•献血	保健センター 湾岸さくらクリニック	午前9時30分～10時45分 午後2時30分～4時	
3 ㊿	文化の日 •文化祭	町体育館	午後4時～9時	
4 ㊿	•文化祭	町体育館・ふれあいホール	午前8時30分～午後3時	
5 ㊿	•延長役場	役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
6 ㊿				
7 ㊿				
8 ㊿				
9 ㊿				
10 ㊿				
11 ㊿	•日曜役場 •桑名ふれあい運動会	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	
12 ㊿				
13 ㊿				
14 ㊿				
15 ㊿				
16 ㊿				
17 ㊿				
18 ㊿	•ファミリーグランドゴルフ大会			
19 ㊿				
20 ㊿				
21 ㊿				
22 ㊿	•心配ごと相談 •行政相談	福祉・教育センター 福祉・教育センター	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	
23 ㊿	勤労感謝の日			
24 ㊿				
25 ㊿	•日曜役場 •軽スポーツ教室 •町長杯軟式野球大会	役場 住民課・税務課 町体育館 木曾川グラウンド	午前8時30分～午後5時 午後1時～4時 午前8時30分～	
26 ㊿				
27 ㊿				
28 ㊿				
29 ㊿				
30 ㊿				

12月カレンダー

1 ㊿				
2 ㊿	•町内一斉清掃	町内全域		
3 ㊿	•延長役場	役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
4 ㊿				
5 ㊿				

納付を お忘れなく！ 11月の納付

- 国民健康保険料(11/30納期限) 第4期分
 - 後期高齢者医療保険料(11/30納期限) 第5期分
 - 介護保険料(11/30納期限) ……第4期分
 - 水道料金・下水道使用料(11/30納期限) B地区
 - 幼稚園授業料(11/15納期限) ……11月分
 - 保育園保育料(11/27納期限) ……11月分
- 口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

木曾岬町の人口と世帯数 10月15日現在

人口	6,754人 (前月比-5)
男	3,440人 (前月比-3)
女	3,314人 (前月比-2)
世帯数	2,367世帯 (前月比-5)



●町のホームページ

<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

夜間・休日電話	68-8111
平日夜間17:15～翌日8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務企画課	68-6100
産業建設課	68-6105
	68-6101
68-6106	
税務課	68-6102
出納室	68-6107
住民課	68-6103
議会事務局	68-6108
福祉健康課	68-6104
教育委員会	68-1617